明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律（五三）　六
○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（五四）　九
○宅地造成等規制法の一部を改正する法律（五五）　一六
○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（五六）　二五

〔政　令〕
○防衛省組織令等の一部を改正する政令（一九九）　三七
○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（二〇〇）　三七
○国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二〇一）　三七
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二〇二）　三七
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二〇三）　三七
○地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二〇四）　三七
○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二〇五）　三七
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（二〇六）　三七
○土地等利用状況審議会令（二〇七）　三七
○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二〇八）　四〇
○労働者協同組合法施行令（二〇九）　四〇
○水道法施行令の一部を改正する政令（二一〇）　四三

〔省　令〕
○労働者協同組合法施行規則（厚生労働八九）　四四
○建築基準法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四八）　四五

〔告　示〕
○労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（厚生労働一八七）　四七
○労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の適正な運営に資するための指針（同一八八）　四七
○建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件等の一部を改正する告示（国土交通五九二）　五二

本号で公布された法令のあらまし

◇農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第五三号）（農林水産省）

1　活性化計画の記載事項の拡充等

(一)　活性化計画に記載する事項に、農用地の保全を図るための当該農用地の管理及び農用地の農業上の利用を確保するための当該農用地の周辺の土地の利用に関する事業であって、定住等及び地域間交流の促進に資するものを加えることとした。（第五条第二項関係）

(二)　活性化計画には、活性化事業の実施に関する事項等を記載することができることとした。（第五条第四項及び第一〇項関係）

(三)　(二)の事項を記載した活性化計画は、活性化事業の用に供する土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に定められた土地利用に支障を及ぼすおそれがないと認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること等の要件に該当するものでなければならないものとすることとした。（第五条第一一項関係）

(四)　活性化計画に(二)の事項を記載しようとする市町村は、あらかじめ、都道府県知事に協議することとし、当該都道府県知事は活性化事業の用に供する土地が、農地であり、かつ、農地である当該土地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第六項（第一号イに係る部分を除く。）の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと等の要件に該当するものであるときは、同意をするものとすることとした。（第五条第一三項関係）

(五)　都道府県が作成する活性化計画（(二)の事項が記載されたものに限る。）は、(三)の要件のほか、(四)の要件に該当するものでなければならないこととした。（第五条第二〇項関係）